

平成31年度

総社市市民提案型事業 （国際交流事業）

実施事業応募要領（追加募集）



総社市市民提案型事業審議会

1 はじめに

地域課題が山積する状況の中、**市民活動団体等**※¹の様々な主体が行政と連携・協力しながら行う「協働のまちづくり」がこれまで以上に必要となります。

総社市では、平成 26 年度から、効果的な地域課題の解決や市民活動の活性化を目的として、市民活動団体等が地域課題の解決等に向けて、自主的、主体的に企画立案、実施する**公益性のある事業**※²について補助金を交付する「市民提案型事業」を設けています。このことによりまちづくりを市民主体で進めていくための「公共の担い手」を創出し、官民協働の推進を目指しています。

※1【市民活動団体等】

特定非営利活動法人（NPO 法人）、ボランティア団体、地域自治組織、その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる団体。

※2【公益性のある事業】

市民活動団体等が自主的に公益（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。）に貢献する活動で、地域課題の解決や改善に向け、営利を主たる目的としない事業。



2 事業の流れ

公 募	申込書に必要書類を添付し、人権・まちづくり課まで提出してください。	平成 31 年 4 月 1 日 (月) ~ 平成 31 年 4 月 24 日 (水)
一次審査	審議会において書類審査を実施します。	平成 31 年 5 月上旬
二次審査	事業計画書に基づき、公開プレゼンテーションを行います。	平成 31 年 6 月上旬
採択決定	審査結果を踏まえて、補助事業採択の可否、補助予定額を決定し、通知します。	平成 31 年 6 月下旬
交付申請	補助金交付申請書に必要書類を添付し、人権・まちづくり課まで提出してください。	平成 31 年 6 月
交付決定	申請書に基づき、交付について決定します。	平成 31 年 7 月
補助金の請求・交付	概算払を希望する団体には、概算で 10 割の補助金を交付することができます。	平成 31 年 7 月~8 月
事業実施	活動内容に変更が生じた場合には、補助金の変更申請が必要となります。	平成 31 年 7 月 ~平成 32 年 3 月
中間報告	中間報告シートを元に、中間報告会 (公開) を行います。	平成 31 年 11 月頃
実績報告	実績報告書に必要書類を添付し、人権・まちづくり課まで提出してください。	補助事業が完了した日から 30 日以内又は平成 32 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで
補助金の請求・交付	補助金額を確定し、補助金の精算を行います。	実績報告書提出後 10~30 日以内
事業報告	実施事業の内容や成果・問題点などの報告会 (公開) を実施します。	平成 32 年度

3 募集テーマ

・募集テーマ

総社市在住の外国人に対する支援・交流事業を募集します。

総社市には平成31年3月1日時点で、1,481人の外国人が住んでいます。出入国管理及び難民認定法の改正により、外国人がますます増えることが予想されるなかで、総社市では、外国人に対する支援にも力を入れていこうと思っております。

市民の皆さんの自由な発想と行動力を活かし、総社市民と外国人が交流を深め、外国人たちが総社市を「第2のふるさと」と思ってもらえるようなまちづくりを行うための提案をお待ちしております。

～例えばどんな事業があるの？～

- ・ **地域の人や学生との交流イベントを実施する事業**
- ・ **総社の名所を案内し日本文化に触れてもらう事業**
- ・ **地域住民と協働で草刈や清掃活動を行う事業**

※ただし、特定の個人や団体が利益を受ける事業は対象となりませんので、総社市内の外国人なら誰でも参加できる事業にしてください。

4 応募資格

- (1) 年度内の提案は1団体につき原則として1事業までです。
- (2) 応募する団体は、以下の要件をすべて満たすことを条件とします。
 - ① 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあること。
 - ② 5人以上で構成されていること。
 - ③ 代表者が明らかであること。
 - ④ 営利のみを目的としないこと。
 - ⑤ 政治的活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- (3) 事務遂行に必要な人員の不足等により、二次審査の公開プレゼンテーションへの参加及び事業完了後の実績報告ができない場合は、応募・採択を取り消す場合があります。

※平成29年度事業より、同一補助事業への補助金の交付は、5回を限度とすることに
変更しました。(改正前は3回)

5 対象事業の要件

次に掲げる要件を満たすものが補助の対象になります。

- (1) 申込団体が自発的かつ自立的に実施する総社市内の公益活動
- (2) 総社市の地域課題の解決や改善につながる事業
- (3) 次の要件をすべて満たすもの。
 - ① 申込団体が実施主体となる事業
 - ② 当該年度内に実施する事業
 - ③ 同一年度内に他の補助金等を受けていない事業
 - ④ 原則として総社市内で実施する事業

もし利益が発生した場合は地域への還元を行うこと。

5-2 補助対象にならない事業

- (1) 営利のみを目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体が利益を受ける事業
- (3) 宗教、政治、選挙活動に関する事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 実施主体が個人である事業

6 補助内容

【補助金額】 1事業30万円を上限(千円未満は切り捨て)とする。

【補助率】 補助対象事業費の10分の10以内

※ただし、次のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定を取り消し、または補助内容を変更して補助金を一部又は全額返還していただきます。

- (1) 必要な届出・報告を怠ったり、虚偽の届出・報告をしたとき
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき
- (3) 対象となる団体の要件を満たさなくなったとき
- (4) 交付した補助金に残金が生じたとき

6-2 補助対象事業費

対象となる事業費は、事業実施に直接必要と認められる経費です。

(交付決定日～事業終了日までに支払った経費に限ります。)

項 目	対象となる事業費の例
報 償 費	外部講師への謝礼
人 件 費	アルバイト、事務担当者等のスタッフの経費 ※補助金額の3割以内
旅 費	外部の講師、指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費 ※日時・交通機関・経路・運賃等を明確にしてください 上限 宿泊費 13,000 円/日
消 耗 品 費	事務用品・用紙等 1 点 1 万円未満の物品の購入代
原 材 料 費	材料・資材の購入代
食 糧 費	お茶代 (会議, 事業実施に必要な不可欠と認められるもの。)
印 刷 製 本 費	チラシ, ポスターの作成費用, 資料印刷代
燃 料 費	灯油代, ガソリン代
光 熱 水 費	電気, ガス, 水道料金
通 信 運 搬 費	郵便代, 送料
手 数 料	口座振込手数料, クリーニング代
保 険 料	事業実施に伴い加入する保険料 (ボランティア保険等)
使用料・賃借料	会議・イベントで使用する施設使用料, 物品の賃借料 ※施設使用料が必要となるかどうかは, 事前に各施設へ御確認 ください。
委 託 料	専門知識・技術を要する業務の委託費用
備 品 購 入 費	事務用器具等 1 万円以上の物品 ※補助金額の 3 割以内
そ の 他 経 費	その他活動に必要なと認められる経費

6-3 補助対象外事業費

次のような事業費は対象となりません (一例です)。

- ・参加者の食糧費 (6-2「食糧費」で定められたものを除く。), 記念品代, 土産代
※参加者の適正な実費負担が原則
- ・団体の経常的な運営に要する経費
- ・団体の構成員に対する賃金 (6-2「人件費」事務担当者等のスタッフの経費を除く。), 弁当代
- ・事業実施期間外に支払った経費
- ・使途や支払い年月日が不明なもの

7 応募方法

【募集期間】平成31年4月1日（月）午前8時30分～

平成31年4月24日（水）午後5時15分

【応募先】 総社市役所 市民生活部 人権・まちづくり課（本庁舎2階）に提出してください。（郵送の場合は、当日消印有効）

窓口提出の場合、土日祝または午前8時30分以前・午後5時15分以降は、宿直窓口（市役所西側通用口）を御利用ください。

ただし、最終日4月24日（水）は、午後5時15分で締め切りとします。

【提出書類】 次の書類を各1部提出してください。（原則A4サイズ）

提出後の加筆訂正は認めません。

- (1) 事業申込書（様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体概要書
- (5) 資格要件に関する誓約書
- (6) 団体の定款、規約、会則またはこれに代わるもの（任意様式）
- (7) 団体の会員名簿及び役員名簿（任意様式）
- (8) 申込団体の前年度活動報告書及び決算書（任意様式）
- (9) その他、活動概要がわかる資料（チラシ・新聞記事等）

※（6）～（9）は必須ではありませんが、可能な範囲で用意してください。

【問い合わせ先】 総社市役所 市民生活部 人権・まちづくり課（TEL 0866-92-8242）

8 審査方法

事業の審査は、市民提案型事業審議会（以下「審議会」とする。）において行います。審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。

(1) 一次審査（書類審査）

申込団体について、事業計画書等の内容及び事業担当課の意見を参考に、審議会が審査を行います。一次審査の結果は提案団体の代表者に通知します。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

提案団体が事業内容のプレゼンテーションを行い、審議会との質疑応答を行います。プレゼンテーションを行わない場合は、取り下げとみなします。

二次審査は公開で行います。

【プレゼンテーション】 計画、企画案、見積もり、実績見込を説明すること。

(3) 採択事業の決定

審議会は審査基準に基づき、一次審査・二次審査の結果を踏まえて選考します。審議会の選考結果を基に、市長が採択の可否を決定し通知します。

※申込団体の利害関係者に該当する委員は、該当する団体の審査を行いません。

※二次審査の選考結果は、補助金の交付を約束するものではありません。

8-2 審査基準

次の審査項目に基づいて審査します。

審査項目	
公益性	制度の目的に合致し、公共の利益につながるか
合理性	課題を解決する手法として合理的か
事業の適格性	予算の積算が適切で、課題設定や対象が限定的でないか
先進性・先駆性	発想や着眼点に先駆性や独創性が感じられるか
協働性	多様な担い手との連携が十分図れているか
継続性・発展性	事業の継続や新たな展開への発展が期待できるか
自発性	自発的に事業に取り組む姿勢や意欲が感じられるか
実現性	事業が着実に実行できる計画や組織が認められるか

9 補助金の交付について

補助金の交付が決定した団体には、概算で10割の補助金を振り込むことができます。交付決定した団体で、概算払を希望する場合は、団体名義の口座を御用意ください。

10 事業の進め方

補助金の交付が決定した団体には、交付決定金額に基づいて補助事業を実施して頂き、終了後には事業報告書類（事業内容及び収支精算）を提出していただきます。事業期間内には円滑な事業実施のため、進捗について1回程度の間接報告をしていただきます。

※事業内容等に変更が生じる場合には、人権・まちづくり課へ速やかに「補助金交付変更・中止（廃止）承認申請書」を提出してください。

また、市の広報紙やホームページ等に事業内容を公開する際に、原稿の寄稿などの協力をお願いすることがあります。

なお、本事業周知のため、各事業のチラシやポスター等には、「平成31年度 総社市市民提案型事業」と明記してください。

10-2 活動発表

事業の成果を広く市民の方々に周知するとともに、補助事業の成果を客観的に評価し、継続の可否を審査することを目的に、事業報告会を開催します。

その他、本事業周知のため、展示物の作成などの協力をお願いすることがあります。

11 情報公開

提出書類等は個人情報に関する部分を除き、情報公開の対象となります。また、二次審査のプレゼンテーション、中間報告会及び事業報告会は原則公開で実施するとともに、提出資料を資料として配布します。提出物は著作権や肖像権に配慮し、あらかじめ関係者に許可を取るなど、団体で責任を持って対応してください。